

沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

(目的)

- 第1条 この仕様書は、沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託契約書(以下、業務委託契約書)の規定に基づき、自家用電気工作物等の保安管理業務における受託者の業務について、その要領を定めるものである。
- 2 本業務は、電気事業法第42条で定めた各空港の保安規程に基づいて、定期点検、保安教育等を行い、自家用電気工作物等の維持、技術基準適合維持を図ることを目的とする。

(履行義務)

- 第2条 受託者は、この委託業務を円滑に遂行するとともに、その目的を十分達成できるよう仕様書、契約書に基づき、委託業務を完全に履行しなければならない。

(連絡責任者)

- 第3条 業務委託契約書第2条に規定する「連絡責任者」は各空港の電気担当職員とする。

(業務計画書の作成)

- 第4条 保安管理業務の実施にあたっては業務計画書を作成し、委託者の承諾を得るものとする。また承諾を得た後は各空港の連絡責任者に業務計画の説明を行うものとする。

(点検)

- 第5条 受託者は、別紙の点検要領に定められた月次点検、年次点検、臨時点検を実施すること。
- 2 点検の詳細な時期については、各空港の連絡責任者と事前調整すること。
- 3 天候不良による点検項目の未実施等が起こらないよう点検時期については十分注意すること。

(修繕)

- 第6条 受託者は、点検実施前に各空港の連絡責任者と修繕作業の有無、内容を把握し、軽微な作業であれば極力点検期間内で対応すること。
- 2 修繕にあたり、必要な材料、部品等が事前に判明している場合は、県の担当者の了解を得た上で確保しておくこと。その際、かかった経費については、契約変更の対象とする。

(委託業務の保障)

- 第7条 点検実施後、自家用電気工作物に障害が発生した場合には、受託者の責任で調査するものとする。ただし対策については、委託者、受託者協議のうえ決めるものとする。

(関係法令の遵守)

- 第8条 受託者は、委託業務の遂行に当たって、労働基準法、労働災害補償法及び電気事業法その他関係法令等を遵守しこの業務を処理するものとする。

(事故に対応する応急処理)

- 第9条 受託者は、業務の実施に当たり事故が発生し、又は発生する恐れがあるときは、直ちに必要な処置を講じたうえ、事故の状況及び処置内容等を監督員に報告し、その指示に従うものとする。

(書類の提出)

第10条 受託者は、業務委託の着手及び完了後は、次の書類を委託者に提出し、委託者の承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人(主任技術者)届(資格:第3種電気主任技術者以上)
- (3) 担当技術者名簿
- (4) 保安管理業務計画書(管理計画、実施要領、チェックシート様式、緊急連絡体制表)
- (5) 完了届
- (6) 業務報告書(点検記録簿、点検写真を含む)

(業務報告書)

第11条 受託者は、委託業務の実施後速やかに業務報告書を作成し、提出するものとする。

- 2 報告書には、点検、測定の結果を機器の仕様書、関連法規等を基に判断し、その結果、改善方法等も記載するものとする。
- 3 報告書の作成に当たっては、主任技術者、もしくはそれと同等以上の能力をもつ者の責任で行うものとする。

(疑義の解釈)

第12条 この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合は、委託者、受託者協議してこれを処理するものとする。

- 2 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負費率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。

沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託 点検要領

沖縄県管理空港自家用電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として以下のとおり行うものとする。

1 点検の種類

- (1) 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいう。

2 点検の実施回数

- (1) 月次点検、年次点検
 - ① 月次点検は、各空港毎に月1回以上行うものとする。
 - ② 年次点検は、各空港毎に1年に1回以上行うものとする。
- (2) 臨時点検
 - ① 必要の都度実施するものとする。

3 月時点検及び年次点検の内容

点検対象		月次点検	年次点検	
受配電設備	引込施設及び構内電線路	気中開閉器	変色、汚損、発錆、腐食、引網の損傷、GRの動作表示確認及びリレー電源確認	変色、汚損、発錆、腐食、引網の損傷、GRの動作表示確認及び整定値確認
		電線ケーブル	架空線、引込線他の工作物、植物との離隔距離、ゆるみ、たるみ、損傷	架空線、引込線他の工作物、植物との離隔距離、ゆるみ、たるみ、損傷
		電柱	支持物等損傷、傾斜、腐朽、脱落	支持物等損傷、傾斜、腐朽、脱落
		腕木(腕金)がいし	ケーブル配線、ケーブルヘッド、接続函、分岐函、布設部等損傷、腐食、コンパウンド漏油、他の工作物との離隔距離	ケーブル配線、ケーブルヘッド、接続函、分岐函、布設部等損傷、腐食、コンパウンド漏油、他の工作物との離隔距離
		支線	接地線の断線、外れ	接地線の断線、外れ
	断路器	PDS DS	変形、汚損、損傷、異物付着	変形、汚損、損傷、過熱、荒れの状態、受と刃の接触状態、ゆるみ、つり止の装置の機能
	遮断器及び開閉器	LBS CB OS PF PC	変色、汚損、発錆、腐食、異音、異臭、漏油、亀裂、損傷、変形、開閉表示(指示、点灯)、接地線の断線、外れ、油量(油面計のある場合)	変色、汚損、発錆、腐食、異音、異臭、漏油、亀裂、損傷、変形、開閉表示(指示、点灯)、接地線の断線、外れ、油量(油面計のある場合)、開閉操作具合
	計器用変成器	PCT ZCT PT CT	腐食、発錆、汚損、変形、異音、異臭、ヒューズ切れ、変色	腐食、発錆、汚損、変形、異音、異臭、ヒューズ切れ、変色
	高圧機器	変圧器	漏油、汚損、振動、異音、異臭、腐食、損傷、変形、接続点の変色、負荷の状態、接地線の断線・外れ	漏油、汚損、振動、異音、異臭、腐食、損傷、変形、接続点の過熱、変色、ゆるみ、負荷の状態、油量(油面計のある場合)、接地線の断線・外れ
		電力用コンデンサ	汚損、異音、異臭、腐食、過熱、漏油、損傷、変形、亀裂、接続点の変色、接地線の断線・外れ	汚損、異音、異臭、腐食、過熱、漏油、損傷、変形、亀裂、接続点の過熱、変色、ゆるみ、接地線の断線・外れ

点検対象			月次点検	年次点検
受配電設備	高圧機器	避雷器	汚損、異臭、損傷、亀裂、接地線の断線・外れ	汚損、異臭、損傷、亀裂、接続点のゆるみ、接地線の断線・外れ
	母線	電線がいし	接続点変色、被覆損傷、配線たるみ、支持物損傷、脱落、汚損	接続部及びクランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ、配線たるみ、支持物の腐食、脱落、損傷、汚損
	配電盤	PL 電圧計 電流計 切換器 MCB KSF	指示計器等の異常、(指示、切替の状況)、表示灯の不点、開閉器等変色、汚損、損傷、腐食、接地線の断線・外れ	指示計器等の異常、(指示、切替の状況)、表示灯の不点、開閉器等過熱、変色、汚損、損傷、腐食、裏面配線の汚損、損傷、過熱、端子のゆるみ、接地線の断線・外れ
	保護継電器	GR OCR	動作表示確認、変色、異臭、汚損、リレー電源確認	動作表示確認、変色、異臭、過熱、汚損、リレー電源確認、整定値(タップ、レバー)
	その他	受電所建物 キュービクル	保護柵等の異常、破損、腐朽、危険表示文字不鮮明、施錠の破損、腐朽、小動物等の侵入口、接地線の断線・外れ、雨漏、雨水吹込、照明灯不点、キュービクル外箱の錆、腐食、損傷、変形	保護柵等の異常、破損、腐朽、危険表示文字不鮮明、施錠の破損、腐朽、小動物等の侵入口、接地線の断線・外れ、雨漏、雨水吹込、照明灯不点、キュービクル外箱の錆、腐食、損傷、変形
非常用予備発電装置	原動機関係	内燃機関 燃料貯油槽 冷却装置 潤滑油 排気系統 始動系統 防振装置	燃料の貯蔵量、冷却水の貯水量、冷却水配管系統からの漏水、潤滑油配管系統からの漏油、汚損、損傷、腐食、変形、始動装置異常、空気圧力、蓄電池電圧、運転状態異常、始動、停止、振動、過熱、異音、換気、冷却水	燃料の貯蔵量、冷却水の貯水量、冷却水配管系統からの漏水、潤滑油配管系統からの漏油、汚損、損傷、腐食、変形、始動装置異常、空気圧力、蓄電池電圧、運転状態異常、始動、停止、振動、過熱、異音、換気、冷却水
	発電機関係	本体 接地装置	絶縁抵抗測定(可能な場合のみ)、異音、振動、回転、過熱、損傷、異臭、電圧発生状況、接地線の断線・外れ	絶縁抵抗測定(可能な場合のみ)、異音、振動、回転、過熱、損傷、異臭、電圧発生状況、接地線の断線・外れ
蓄電池	蓄電池装置	本体 充電装置 付属装置	液面、ケースの破損、亀裂、端子のゆるみ、電池電圧、比重、温度の測定(測定器具のある場合のみ)、充電装置の動作状況、架台の腐食、損傷、床面の腐食、損傷	液面、ケースの破損、亀裂、端子のゆるみ、電池電圧、比重、温度の測定(測定器具のある場合のみ)、充電装置の動作状況、架台の腐食、損傷、床面の腐食、損傷
使用設備	電動機	本体	異音、回転、過熱、異臭、損傷、振動、汚損、端子引出線損傷、接地線の断線・外れ	異音、回転、過熱、異臭、損傷、振動、汚損、端子引出線損傷、端子のゆるみ、接地線の断線・外れ
	電熱装置	本体接続部	耐熱装置の老朽、破損、電熱線接続部変色、変形、変色、腐食、可燃物との離隔距離、接地線の断線・外れ	耐熱装置の老朽、破損、電熱線接続部過熱、ゆるみ、変形、変色、腐食、可燃物との離隔距離、接地線の断線・外れ
	照明設備		異音、汚損、不点、損傷、変形、変色、接地線の断線・外れ	異音、汚損、不点、損傷、変形、変色、温度、照度、接地線の断線・外れ
	配線及び配線器具	配線 開閉器 ヒューズ	開閉器、配線器具等の汚損、損傷、変色	開閉器、配線器具等の汚損、損傷、変色、過熱、接続部分のゆるみ
	その他の機器		過熱、異音、異臭、変色、変形、損傷、腐食、接地線の断線・外れ	過熱、異音、異臭、変色、変形、損傷、腐食、接地線の断線・外れ
	その他		雨漏、危険表示、柵、施錠、破損	雨漏、危険表示、柵、施錠、破損

4 臨時点検について

(1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

- ①高圧電気工作物が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
- ②受電用遮断器(電力ヒューズを含む)が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
- ③その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。

業務委託数量内訳明細書

工種	種別	細別	数量	単位	摘要
沖縄県管理空港自家用電気工作物保安管理業務委託					
保安管理業務費					
	①久米島空港		1	式	
		1)久米島空港電源局舎	12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 設備容量 430 KVA
			12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 発電機容量 200 KVA
	②粟国空港		1	式	
		1)粟国空港電源局舎	12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 設備容量 14.89 KVA
			12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 発電機容量 15 KVA
		2)遠隔地割増し(離島割増料金)	12	ヶ月	
	③慶良間空港		1	式	
		1)慶良間空港電源局舎	12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 設備容量 9.66 KVA
			12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 発電機容量 10 KVA
		2)遠隔地割増し(離島割増料金)	12	ヶ月	
	④波照間空港		1	式	
		1)波照間空港電源局舎	12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 設備容量 14.89 KVA
			12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 発電機容量 10 KVA
		2)遠隔地割増し(離島割増料金)	12	ヶ月	
	⑤与那国空港		1	式	
		1)与那国空港電源局舎	12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 設備容量 160 KVA
			12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 発電機容量(低圧) 200 KVA
		2)遠隔地割増し(離島割増料金)	12	ヶ月	
	⑥南大東空港		1	式	
		1)南大東空港ターミナルビル	12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 設備容量 175 KVA
		2)電源局舎	12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 設備容量 1 KVA
			12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 発電機容量 10 KVA
		3)遠隔地割増し(離島割増料金)	12	ヶ月	
	⑦北大東空港		1	式	
		1)北大東空港電源局舎(ターミナルビル込み)	12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 設備容量 280 KVA
			12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 発電機容量 100 KVA
		2)遠隔地割増し(離島割増料金)	12	ヶ月	
	⑧多良間空港		1	式	
		1)多良間空港ターミナルビル	12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 設備容量 175 KVA
		2)電源局舎	12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 設備容量 14.89 KVA
			12	ヶ月	月次点検12ヶ月、年次点検1ヶ月 発電機容量 10 KVA
		3)遠隔地割増し(離島割増料金)	12	ヶ月	